

MOX燃料加工建屋に係る既認可からの変更に関する基本ロジック（遮蔽01）

- 新規制基準を受けた設工認申請にあたり，新規制基準への適合性の観点に加え，既認可からの機器レイアウトの変更等による変更事項を申請する必要がある。
  
- MOX燃料加工施設の燃料加工建屋は，新規制基準における追加要求事項に対応するため，機器レイアウトの変更及びそれに伴い以下の項目について既認可から設計の変更を行っている。
  - ・ 排気筒の位置及び高さの変更  
（波及的影響の発生防止及び他工事との干渉回避のため）
  - ・ 建屋の増床（建屋内レイアウト変更を含む。）及び階高の寸法変更  
（重大事故等対処施設の追加設置等により，機器設置スペースを確保するため）
  - ・ 壁開口部の構造，寸法及び材質の変更  
（開口部の配置変更及び火災防護対策のため）
  
- 上記の変更に伴い，燃料加工建屋の遮蔽設備の材質，寸法等が変更されるとともに，部屋の用途が変更されるため，以下の入力条件及び基準となる線量率を遮蔽評価に適切に反映していることを確認する。
  - ・ 遮蔽計算の主な入力条件  
（線源の情報，遮蔽体の情報，離隔距離）
  - ・ 設計の妥当性確認の基準となる線量率

以上